

令和4年度

大和郡山市上下水道部

水質検査計画

令和4年4月1日

大和郡山市上下水道部水質検査計画 目次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
北郡山浄水場平面図	3
昭和浄水場平面図	4
浄水場処理工程	5
3. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の問題点	6
4. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の問題点	6
5. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点、水質検査の方法	7
水系図及び採水ポイント等（地図）	8
水質基準項目表（51項目）	9
水質検査計画（令和4年度）51項目検査頻度表 （浄水5箇所、着水井2箇所、全取水井戸）	10
令和4年度水質検査計画表 （浄水5箇所・・・奈良県広域水質検査センター組合申し込み）	13
6. 水質検査結果の評価・対応	18
7. 水質検査計画の見直し	18
8. 臨時検査	19
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	19
10. 水質検査の精度と信頼性保証	19
11. 関係機関連絡先	20
12. 水質管理目標設定項目	21
水質管理目標設定項目表	22
農薬項目表	23
13. 分析機器	24
14. 水質担当職員	24

1. 基本方針

大和郡山市の水道の水質に関する検査についての基本方針を下記のとおり定める。

- ①安全でおいしい水を安定的に供給する。
- ②需要者が信頼できる水質の水の供給を図る。
- ③効率的な水質検査を目指し、合理的な判断のもと質の高い水の供給を行う。
- ④地域性を考慮し、かつ財政状況を認識しながら質の高い水質検査の実施を行う。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため施設の管理を適正に行い、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適正な判断により需要者が安心、信頼して利用できる水道の経営を目指すものとする。

事業創設認可 昭和13年 3月25日

供給開始 昭和17年 4月 1日

地方公営企業法適用 昭和36年 4月 1日

最終拡張認可 第6次拡張事業

平成10年12月24日 認可

計画給水人口 100,000人（認可目標年次 平成24年）

1日最大給水量 56,000m³

一人1日最大給水量 560ℓ

2. 水道事業の概要

大和郡山市水道（普及率 令和4年1月より100%）

1. 給水区域（給水区域面積 39.01km² 行政区域面積 42.69km²）

大和郡山市 九条平野町、城北町、植槻町、天理町、城内町、冠山町、城見町、永慶寺町、藤原町、朝日町、城南町、箕山町、南郡山町、北郡山町、九条町、東奈良口町、西奈良口町、観音寺町、西観音寺町、野垣内町、西野垣内町、北鍛冶町、中鍛冶町、南鍛冶町、塩町、本町、茶町、雑穀町、魚町、奈良町、藪町、新中町、堺町、綿町、今井町、材木町、高田町、高田口町、新紺屋町、紺屋町、車町、豆腐町、柳1丁目～6丁目、大宮町、洞泉寺町、北大工町、南大工町、矢田町通、柳町、東岡町、西岡町、新木町、筒井町、丹後庄町、杉町、本庄町、天井町、城町、城の台町、外川町、新町、稗田町、上三橋町、下三橋町、若槻町、大江町、番匠田中町、井戸野町、美濃庄町、横田町、石川町、白土町、発志院町、中城町、番条町、櫟枝町、伊豆七条町、新庄町、長安寺町、八条町、椎木町、今国府町、宮堂町、柏木町、西町、池沢町、馬司町、昭和町、額田部南町、額田部北町、額田部寺町、小泉町、小林町、北西町、南井町、豊浦町、小南町、池之内町、田中町、満願寺町、西田中町、矢田山町、千日町、山田町（山間高地区を除く）、矢田町（山間高地区を除く）、及び生駒郡安堵町上窪田、中窪田地区並びに東安堵地区

2. 給水人口及び1日最大給水量

- ・行政区域内人口 84,466人（令和3年度2月末）
- ・1日最大給水量 30,451m³（6/9）（令和3年度資料）

3. 浄水施設の概要

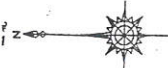
浄水場名	北郡山浄水場	昭和浄水場
所在地	大和郡山市植槻町	大和郡山市額田部北町
敷地面積(m ²)	6,722	30,636
処理能力	9,600	30,200
通水時期	昭和17年	昭和43年
水源	深井戸	深井戸
浄水処理方法	生物接触 急速ろ過(マンガン砂) 中間塩素処理	薬品沈澱(横流式) 急速ろ過(マンガン砂) 前塩素処理
処理薬品		
凝集剤	ホリ塩化アルミニウム	ホリ塩化アルミニウム
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウム

4. 水源等の名称及び種別

- ・北郡山系 北郡山第1、5、6、8、9、11～13号取水場 深井戸
- ・昭和系 昭和第1～3、5～21号取水場 深井戸
- 奈良県営水道（御所浄水場）
- ・矢田山系 奈良県営水道（御所浄水場）

北郡山浄水場

S=1:250



天日乾燥床

排水池

着水井

浄水場管理棟

濃縮設備

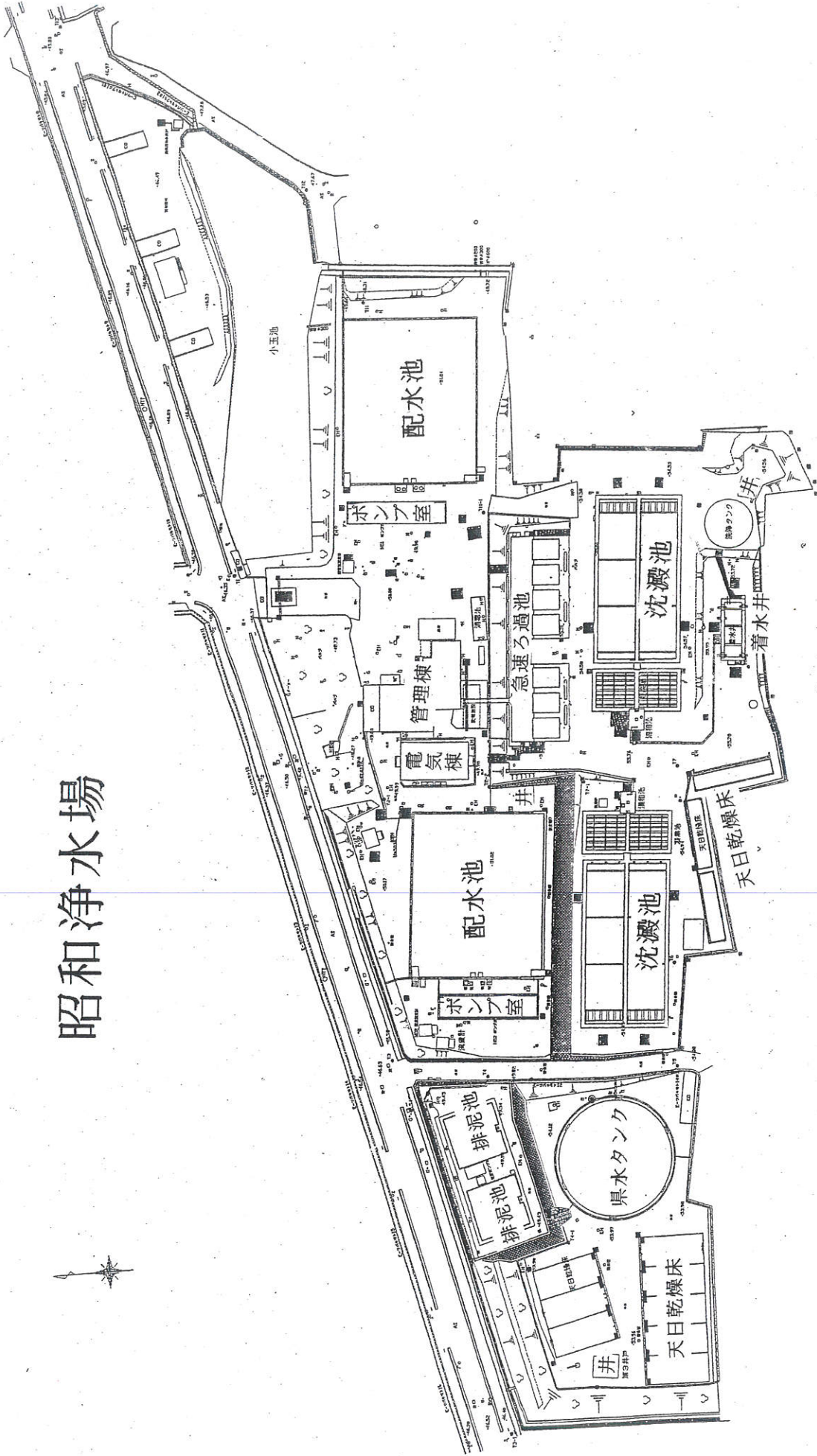
生物接觸ろ過棟

急速ろ過棟

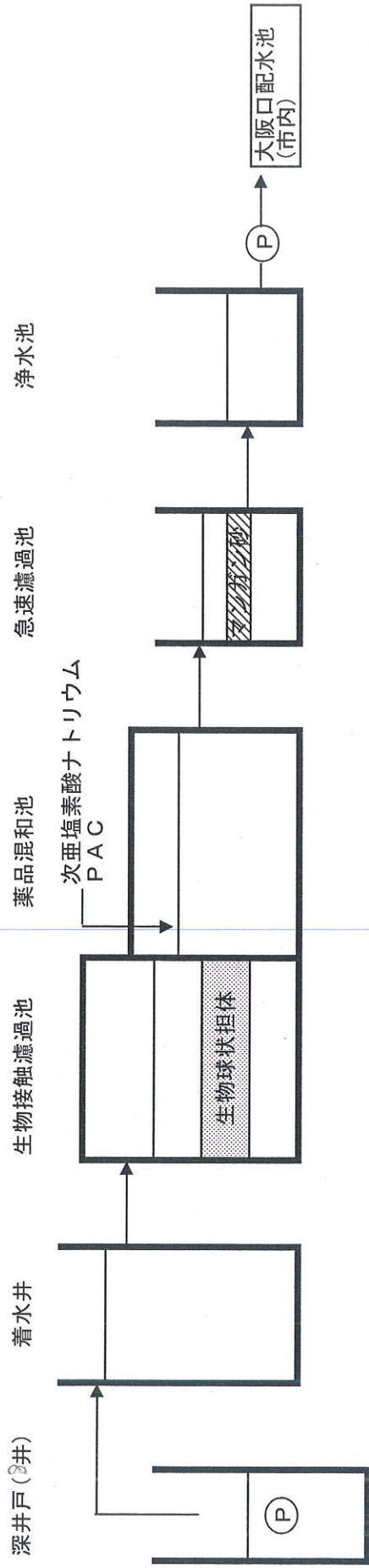
大和郡山市上下水道部
庁舎

平面図 S=1/500

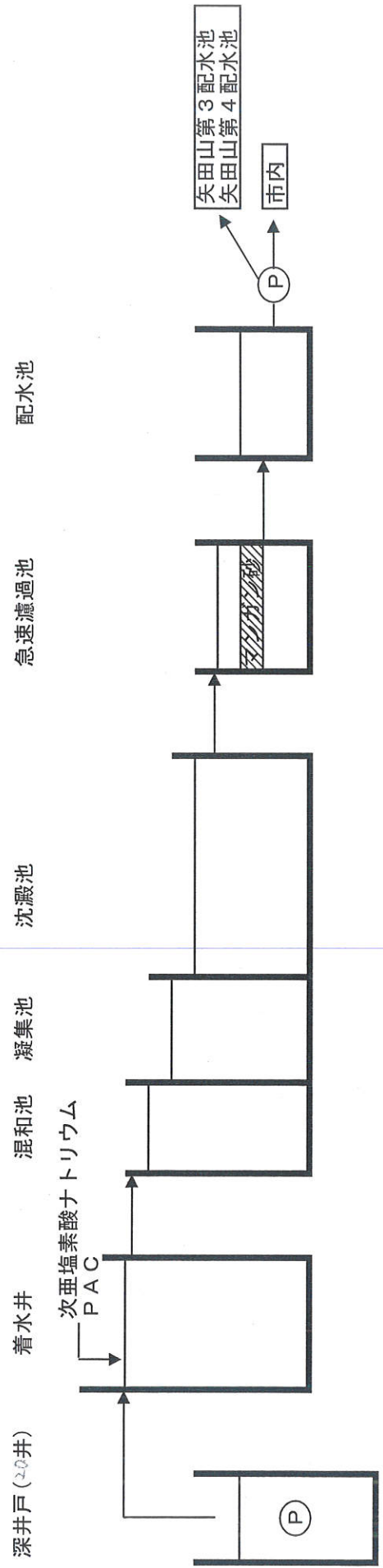
昭和浄水場



北郡山浄水場処理工程



昭和浄水場処理工程



3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題(北郡山浄水場系)

①原水の水質特性 北郡山浄水場着水井(井戸水)

<水質特性>

北郡山系の井戸水には、鉄・マンガンが多く含まれる。

これを除けば良質な水源と思われれます。

②浄水の水質特性及び水質管理上の問題 北郡山浄水場内給水栓

<水質管理上の問題点>

平成13年度に導入した生物接触ろ過設備により、薬品を使わずに鉄・マンガン・アンモニア態窒素を除去できるようになりました。

浄水については全ての項目について水質基準値を大幅に下回って(特に消毒副生成物)おり、安全で良質な水であるといえます。

平成26年から3年にわたり生物接触ろ過設備の新しい材の入替等が完了し、維持しています。

これからもより一層適正な運転管理を心がけていくとともに維持管理業務を実施していきたい。

尚、井戸設備が老朽化してきたため浄水場の存続が危ぶまれている。

4. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題(昭和浄水場系)

①原水の水質特性 昭和浄水場着水井(井戸水)

<水質特性>

北郡山浄水場と比較して、アンモニア態窒素・ヒ素が多く含まれ、毎月検査等により注意して監視していく必要があります。

また、有機物(TOC)も高い値を示しています。消毒剤の塩素注入により、トリハロメタン類及びハロ酢酸類の消毒副生成物数値の上昇が懸念されます。

②浄水の水質特性及び水質管理上の問題 昭和浄水場内給水栓

<水質管理上の問題点>

原水に含まれるアンモニア態窒素を除去するためには多量の次亜塩素酸ナトリウムを注入する必要があり、塩素酸値の上昇が懸念されたが県営水道とのブレンド化(平成20年度より)により解消された。注入量の低減化を図るため前処理対策が必要である。

また有機物(TOC)の数値高く、広範囲に供給するにあたり末端給水栓における塩素濃度の残留性が悪くなるため、毎日検査の残留塩素状況に注意して監視する必要があります。

5. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点、水質検査方法

「水質検査項目」

厚生労働省にて設定された水質検査項目及び基準値は、別紙(p. 9)のとおりである。

「検査頻度」

- ・水質検査計画(R 0 4年度)5 1項目検査頻度表 …… p. 10, 11, 12
- ・令和4年度水質検査計画表(頻度表に基づき作成) …… p. 13, 14, 15, 16, 17
- ・毎日検査(浄水8箇所)

番号	項目	検査頻度(法)	検査頻度(市)	備考
	色	1日 / 1回	1日 / 1回	規則15条1号イ
	濁り			
	残留塩素			

「採水地点」

地図 p. 8 のとおり [採水番号]

浄水8箇所：浄水場及び各水系末端給水栓(8カ所) [①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧]

浄水5箇所：浄水場及び各水系末端給水栓(5カ所) [①, ②, ④, ⑤, ⑦]

着水井2箇所：北郡山浄水場及び昭和浄水場着水井(2カ所) [①', ②']

全取水井戸：北郡山浄水場及び昭和浄水場全取水井(28所)

[年間通して計画的に順次採水]

北郡山浄水場系取水井(8カ所)

昭和浄水場系取水井(20カ所)

「水質検査方法」

自 己：上下水道部工務課浄水場水質係で自己検査を行う。

委 託：奈良広域水質検査センター組合に委託する。

「省略について」

- ・原水(着水井及び井戸)に関しては、味及び消毒副生成物(12項目)を省略する。

[理由] 消毒前の原水のため。尚、水源が地下水のため有機化合物(7項目)は年1回測定する。

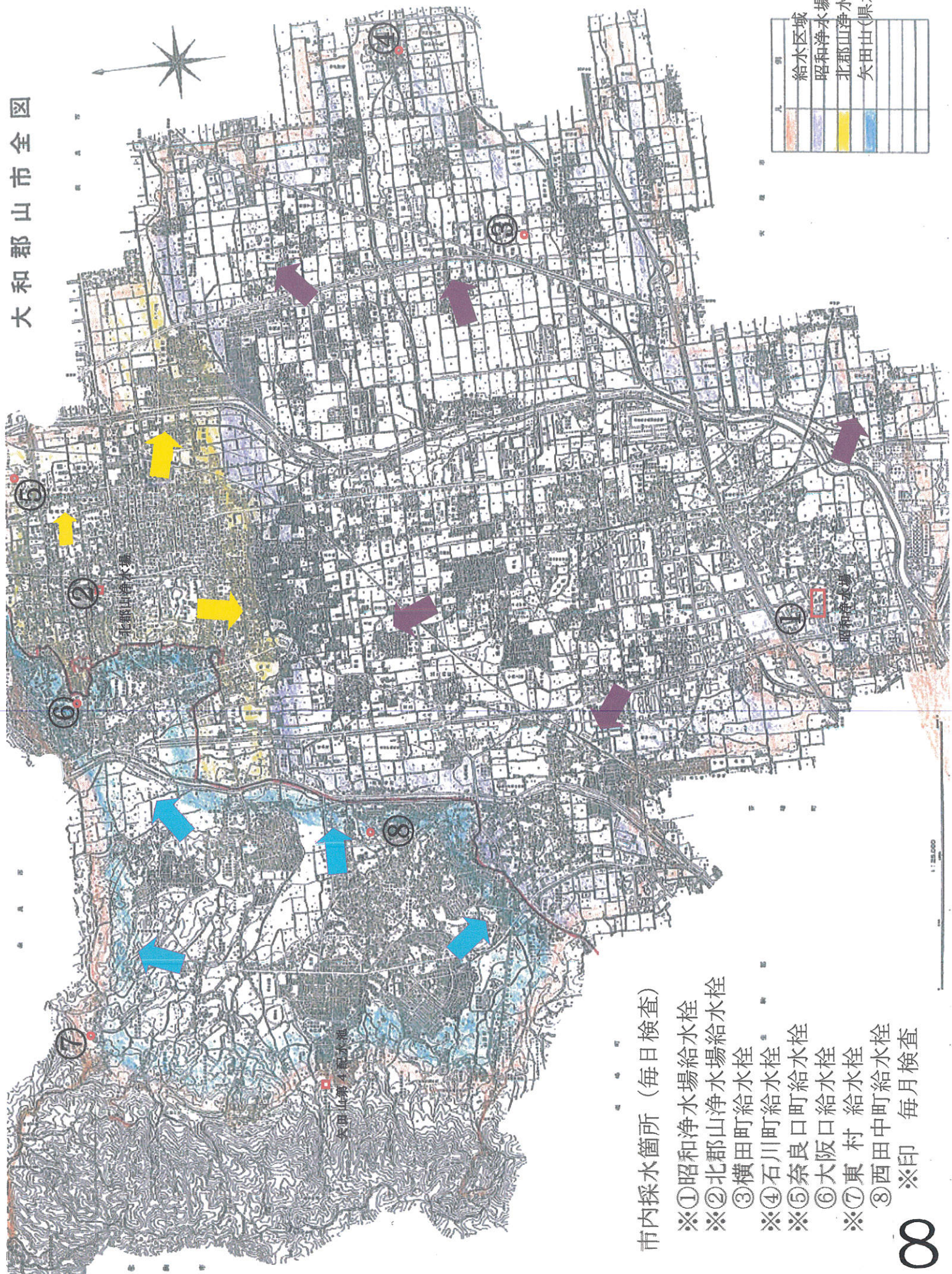
- ・原水(着水井及び井戸)に関しては、カビ臭項目(2項目)を省略する。

[理由] 深井戸取水によりカビ臭原因物質の発生の恐れがないため。

- ・原水(井戸)に関しては、水銀・カドミウム・セレン・鉛・六価クロム・亜塩・アルミニウム・銅・陰イオン界面活性剤を省略する。

[理由] 全井戸のカドミウムを含む上述の9項目は、過去3年間で基準値の1/10以下であり、今後3年間において分析計画するもの。

大和郡山市全図



給水区域	昭和浄水場水系	北郡山浄水場水系	矢田出(排水)水系

市内採水箇所 (毎日検査)

- ※①昭和浄水場給水栓
 - ※②北郡山浄水場給水栓
 - ※③横田町給水栓
 - ※④石川町給水栓
 - ※⑤奈良口町給水栓
 - ※⑥大阪口給水栓
 - ※⑦東村給水栓
 - ※⑧西田中町給水栓
- ※印 毎月検査

○水質基準項目(51項目)

令和2年4月1日施行

	項目	基準値
1	一般細菌	100個/mL 以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下
9	亜硝酸性窒素	0.04mg/L 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下
21	塩素酸	0.6mg/L 以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下
26	臭素酸	0.01mg/L 以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下
38	塩化物イオン	200mg/L 以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下
40	蒸発残留物	500mg/L 以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
45	フェノール類	0.005mg/L 以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下
47	pH値	5.8 以上8.6 以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度 以下
51	濁度	2度 以下

水質検査計画(R04年度) 51項目検査頻度表

(浄水5箇所)

番号	項目	検査頻度(法)	検査頻度(市)	備考
1	一般細菌	1回/1ヶ月	1回/1ヶ月 年内4回は検査センター	毎月検査項目(9項目) 規則15条3号イ
2	大腸菌			
38	塩化物イオン			
46	有機物(TOCの量)			
47	pH値			
48	味			
48	臭気			
50	色度			
51	濁度			
21	塩素酸			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
42	ジェオスミン	検査を行う必要がない月以外は毎月	6~9月 年4回	規則15条3号ロ
43	2-メチルイソボルネオール			
11	硝酸・亜硝酸性窒素	1回/1ヶ月 内1回は検査センター	1回/3ヶ月	規則15条3号ハ 但し書き
12	フッ素及びその化合物			
36	ナトリウム及びその化合物			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
40	蒸発残留物			
34	鉄及びその化合物			
7	ヒ素及びその化合物(昭和系)			
7	ヒ素及びその化合物(北郡山系・東村)			
3	カドミウム及びその化合物			
4	水銀及びその化合物			
5	セレン及びその化合物	1回/3ヶ月 ただし過去3年間に おいて測定値が全て 基準値の1/5以下なら 1回/1年。 過去3年間に おいて測定値が全て 基準値の1/10以下 なら1回/3年。	1回/1年	規則15条3号ハ 但し書き
6	鉛及びその化合物			
8	六価クロム及びその化合物			
9	亜硝酸性窒素			
13	ホウ素及びその化合物			
14	四塩化炭素			
15	1,4-ジオキサン			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			
17	ジクロロメタン			
18	テトラクロロエチレン			
19	トリクロロエチレン			
20	ベンゼン			
32	亜鉛及びその化合物			
33	アルミニウム及びその化合物			
35	銅及びその化合物			
37	マンガン及びその化合物			
41	陰イオン界面活性剤			
44	非イオン界面活性剤			
45	フェノール類			

省略不可検査項目

は、奈良広域水質検査センター委託項目

省略不可検査項目(21項目 番号網掛項目)は、3ヶ月に1回 奈良広域水質検査センターに委託

水質検査計画(R04年度) 51項目検査頻度表

(着水井2箇所)

番号	項目	検査頻度(市)	備考
1	一般細菌	1回/1ヶ月 内1回は検査センター	毎月検査項目適用
2	大腸菌		
38	塩化物イオン		
46	有機物(TOCの量)		
47	pH値		
49	臭気		
50	色度		
51	濁度		
11	硝酸・亜硝酸性窒素	1回/1ヶ月 内1回は検査センター	
12	フッ素及びその化合物		
36	ナトリウム及びその化合物		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		
40	蒸発残留物		
34	鉄及びその化合物	1回/3ヶ月	
37	マンガン及びその化合物		
7	ヒ素及びその化合物(昭和)	1回/1年	揮発性有機化学物質
7	ヒ素及びその化合物(北郡山)		
3	カドミウム及びその化合物		
4	水銀及びその化合物		
5	セレン及びその化合物		
6	鉛及びその化合物		
8	六価クロム及びその化合物		
9	亜硝酸性窒素		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		
13	ホウ素及びその化合物		
14	四塩化炭素		
15	1,4-ジオキサン		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン		
17	ジクロロメタン		
18	テトラクロロエチレン		
19	トリクロロエチレン		
20	ベンゼン		
32	亜鉛及びその化合物	省略	消毒前の原水のため
33	アルミニウム及びその化合物		
35	銅及びその化合物		
41	陰イオン界面活性剤		
42	ジオスミン		
43	2-メチルイソホルネオール		
44	非イオン界面活性剤		
45	フェノール類		
48	味		
21	塩素酸		
22	クロロ酢酸		
23	クロロホルム		
24	ジクロロ酢酸		
25	ジブロモクロロメタン		
26	臭素酸		
27	総トリハロメタン		
28	トリクロロ酢酸		
29	ブロモジクロロメタン		
30	ブロモホルム		
31	ホルムアルデヒド		
その他	嫌気性芽胞菌	1回/1ヶ月	
	アンモニア態窒素		

は、奈良広域水質検査センター委託項目

水質検査計画(R04年度) 51項目検査頻度表

(全取水井戸…北郡山6箇所、昭和19箇所)

番号	項目	検査頻度(市)	備考	実施年
1	一般細菌	1回/1年	毎月検査項目適用	
2	大腸菌			
38	塩化物イオン			
46	有機物(TOCの量)			
47	pH値			
49	臭気			
50	色度			
51	濁度			
11	硝酸・亜硝酸性窒素	1回/1年		
12	フッ素及びその化合物			
36	ナトリウム及びその化合物			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
40	蒸発残留物			
14	四塩化炭素	1回/1年	揮発性有機化学物質	
15	1,4-ジオキサン			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			
17	ジクロロメタン			
18	テトラクロロエチレン			
19	トリクロロエチレン			
20	ベンゼン			
34	鉄及びその化合物			
37	マンガン及びその化合物			
7	ヒ素及びその化合物(昭和)			
13	ホウ素及びその化合物(昭和)			
7	ヒ素及びその化合物(北郡山)	1回/3年	過去3年間に於いて分析値全てが基準値の1/10以下のため	R06 R04 R05
13	ホウ素及びその化合物(北郡山)			
4	水銀及びその化合物			
32	亜鉛及びその化合物			
33	アルミニウム及びその化合物			
35	銅及びその化合物			
45	フェノール類			
9	亜硝酸性窒素			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			
44	非イオン界面活性剤			
3	カドミウム及びその化合物			
5	セレン及びその化合物			
6	鉛及びその化合物			
8	六価クロム及びその化合物			
41	陰イオン界面活性剤			
48	味	省略	消毒前の原水のため	
21	塩素酸			
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
42	ジェオスミン			
43	2-メチルイソホルネオール			
その他	嫌気性芽胞菌	1回/1ヶ月	深井戸原水はカビ臭原因物質発生の恐れがないため	
	アンモニア態窒素			

は、奈良広域水質検査センター委託項目

令和4年度検査計画表
(浄水基準項目)

市町村名:大和郡山市	水道区分:上水道	施設名:昭和浄水場内 給水栓
------------	----------	----------------

基準項目	省略	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
		1 一般細菌	不可	◎	◎
2 大腸菌	不可	◎	◎	◎	◎
3 カドミウム及びその化合物		○			
4 水銀及びその化合物		○			
5 セレン及びその化合物		○			
6 鉛及びその化合物		○			
7 ヒ素及びその化合物		●	●	●	●
8 六価クロム化合物		○			
9 亜硝酸態窒素		○			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	◎	◎	◎	◎
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			
12 フッ素及びその化合物		○			
13 ホウ素及びその化合物		○			
14 四塩化炭素		○			
15 1,4-ジオキサン		○			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○			
17 ジクロロメタン		○			
18 テトラクロロエチレン		○			
19 トリクロロエチレン		○			
20 ベンゼン		○			
21 塩素酸	不可	◎	◎	◎	◎
22 クロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
23 クロロホルム	不可	◎	◎	◎	◎
24 ジクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
25 ジブロモクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
26 臭素酸	不可	◎	◎	◎	◎
27 総トリハロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
28 トリクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
29 ブロモジクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
30 ブロモホルム	不可	◎	◎	◎	◎
31 ホルムアルデヒド	不可	◎	◎	◎	◎
32 亜鉛及びその化合物		○			
33 アルミニウム及びその化合物		○			
34 鉄及びその化合物		●	●	●	●
35 銅及びその化合物		○			
36 ナトリウム及びその化合物		○			
37 マンガン及びその化合物		○			
38 塩化物イオン	不可	◎	◎	◎	◎
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			
40 蒸発残留物		○			
41 陰イオン界面活性剤		○			
42 ジェオスミン		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
43 2-メチルイソボルネオール		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
44 非イオン界面活性剤		○			
45 フェノール類		○			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	◎	◎	◎	◎
47 pH値	不可	◎	◎	◎	◎
48 味	不可	◎	◎	◎	◎
49 臭気	不可	◎	◎	◎	◎
50 色度	不可	◎	◎	◎	◎
51 濁度	不可	◎	◎	◎	◎

定期全項目検査年度	
令和2年度	○
令和3年度	○
令和4年度	○

実施(予定)年度に○印を記入してください。
(3年に1回以上)

- ◎ ; 負担金内での年4回の検査
- △ ; 3年に1回の検査 (要手数料)
- ; 年1回の検査 (要手数料)
- ; 年4回の検査 (要手数料)

備考	ZQ 6月 Q 9月, 12月, 3月
	昭和浄水場ろ過池 : 総THM, As, Fe, ジクロロ酢酸, トリクロロ酢酸 (年4回 ZQ, Qと同時期)

令和4年度検査計画表
(浄水基準項目)

市町村名:大和郡山市	水道区分:上水道	施設名:北郡山浄水場内 給水栓
------------	----------	-----------------

基準項目	省略	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
		1 一般細菌	不可	◎	◎
2 大腸菌	不可	◎	◎	◎	◎
3 カドミウム及びその化合物		○			
4 水銀及びその化合物		○			
5 セレン及びその化合物		○			
6 鉛及びその化合物		○			
7 ヒ素及びその化合物		○			
8 六価クロム化合物		○			
9 亜硝酸態窒素		○			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	◎	◎	◎	◎
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			
12 フッ素及びその化合物		○			
13 ホウ素及びその化合物		○			
14 四塩化炭素		○			
15 1,4-ジオキサン		○			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○			
17 ジクロロメタン		○			
18 テトラクロロエチレン		○			
19 トリクロロエチレン		○			
20 ベンゼン		○			
21 塩素酸	不可	◎	◎	◎	◎
22 クロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
23 クロロホルム	不可	◎	◎	◎	◎
24 ジクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
25 ジブロモクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
26 臭素酸	不可	◎	◎	◎	◎
27 総トリハロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
28 トリクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
29 ブロモジクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
30 ブロモホルム	不可	◎	◎	◎	◎
31 ホルムアルデヒド	不可	◎	◎	◎	◎
32 亜鉛及びその化合物		○			
33 アルミニウム及びその化合物		○			
34 鉄及びその化合物		●	●	●	●
35 銅及びその化合物		○			
36 ナトリウム及びその化合物		○			
37 マンガン及びその化合物		○			
38 塩化物イオン	不可	◎	◎	◎	◎
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			
40 蒸発残留物		○			
41 陰イオン界面活性剤		○			
42 ジェオスミン		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
43 2-メチルイソボルネオール		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
44 非イオン界面活性剤		○			
45 フェノール類		○			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	◎	◎	◎	◎
47 pH値	不可	◎	◎	◎	◎
48 味	不可	◎	◎	◎	◎
49 臭気	不可	◎	◎	◎	◎
50 色度	不可	◎	◎	◎	◎
51 濁度	不可	◎	◎	◎	◎

定期全項目検査年度	
令和2年度	○
令和3年度	○
令和4年度	○

実施(予定)年度に○印を記入してください。
(3年に1回以上)

- ◎ : 負担金内での年4回の検査
- △ : 3年に1回の検査 (要手数料)
- : 年1回の検査 (要手数料)
- : 年4回の検査 (要手数料)

備考	ZQ 6月 Q 9月, 12月, 3月
----	---------------------

令和4年度検査計画表
(浄水基準項目)

市町村名:大和郡山市	水道区分:上水道	施設名:石川町 給水栓
------------	----------	-------------

基準項目	省略	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
1 一般細菌	不可	◎	◎	◎	◎
2 大腸菌	不可	◎	◎	◎	◎
3 カドミウム及びその化合物		○			
4 水銀及びその化合物		○			
5 セレン及びその化合物		○			
6 鉛及びその化合物		○			
7 ヒ素及びその化合物		●	●	●	●
8 六価クロム化合物		○			
9 亜硝酸態窒素		○			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	◎	◎	◎	◎
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			
12 フッ素及びその化合物		○			
13 ホウ素及びその化合物		○			
14 四塩化炭素		○			
15 1,4-ジオキサン		○			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○			
17 ジクロロメタン		○			
18 テトラクロロエチレン		○			
19 トリクロロエチレン		○			
20 ベンゼン		○			
21 塩素酸	不可	◎	◎	◎	◎
22 クロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
23 クロロホルム	不可	◎	◎	◎	◎
24 ジクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
25 ジブロモクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
26 臭素酸	不可	◎	◎	◎	◎
27 総トリハロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
28 トリクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
29 ブロモジクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
30 ブロモホルム	不可	◎	◎	◎	◎
31 ホルムアルデヒド	不可	◎	◎	◎	◎
32 亜鉛及びその化合物		○			
33 アルミニウム及びその化合物		○			
34 鉄及びその化合物		●	●	●	●
35 銅及びその化合物		○			
36 ナトリウム及びその化合物		○			
37 マンガン及びその化合物		○			
38 塩化物イオン	不可	◎	◎	◎	◎
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			
40 蒸発残留物		○			
41 陰イオン界面活性剤		○			
42 ジェオスミン		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
43 2-メチルイソボルネオール		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
44 非イオン界面活性剤		○			
45 フェノール類		○			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	◎	◎	◎	◎
47 pH値	不可	◎	◎	◎	◎
48 味	不可	◎	◎	◎	◎
49 臭気	不可	◎	◎	◎	◎
50 色度	不可	◎	◎	◎	◎
51 濁度	不可	◎	◎	◎	◎

定期全項目検査年度	
令和2年度	○
令和3年度	○
令和4年度	○

実施(予定)年度に○印を記入してください。
(3年に1回以上)

- ◎ ; 負担金内での年4回の検査
- △ ; 3年に1回の検査 (要手数料)
- ; 年1回の検査 (要手数料)
- ; 年4回の検査 (要手数料)

備考	ZQ 6月 Q 9月, 12月, 3月
----	---------------------

令和4年度検査計画表
(浄水基準項目)

市町村名:大和郡山市	水道区分:上水道	施設名:奈良口町 給水栓
------------	----------	--------------

基準項目	省略	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
		1 一般細菌	不可	◎	◎
2 大腸菌	不可	◎	◎	◎	◎
3 カドミウム及びその化合物		○			
4 水銀及びその化合物		○			
5 セレン及びその化合物		○			
6 鉛及びその化合物		○			
7 ヒ素及びその化合物		○			
8 六価クロム化合物		○			
9 亜硝酸態窒素		○			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	◎	◎	◎	◎
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			
12 フッ素及びその化合物		○			
13 ホウ素及びその化合物		○			
14 四塩化炭素		○			
15 1,4-ジオキサン		○			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○			
17 ジクロロメタン		○			
18 テトラクロロエチレン		○			
19 トリクロロエチレン		○			
20 ベンゼン		○			
21 塩素酸	不可	◎	◎	◎	◎
22 クロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
23 クロロホルム	不可	◎	◎	◎	◎
24 ジクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
25 ジブromokロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
26 臭素酸	不可	◎	◎	◎	◎
27 総トリハロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
28 トリクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
29 ブロモジクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
30 ブロモホルム	不可	◎	◎	◎	◎
31 ホルムアルデヒド	不可	◎	◎	◎	◎
32 亜鉛及びその化合物		○			
33 アルミニウム及びその化合物		○			
34 鉄及びその化合物		●	●	●	●
35 銅及びその化合物		○			
36 ナトリウム及びその化合物		○			
37 マンガン及びその化合物		○			
38 塩化物イオン	不可	◎	◎	◎	◎
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			
40 蒸発残留物		○			
41 陰イオン界面活性剤		○			
42 ジェオスミン		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
43 2-メチルイソボルネオール		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
44 非イオン界面活性剤		○			
45 フェノール類		○			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	◎	◎	◎	◎
47 pH値	不可	◎	◎	◎	◎
48 味	不可	◎	◎	◎	◎
49 臭気	不可	◎	◎	◎	◎
50 色度	不可	◎	◎	◎	◎
51 濁度	不可	◎	◎	◎	◎

定期全項目検査年度	
令和2年度	○
令和3年度	○
令和4年度	○

実施(予定)年度に○印を記入してください。
(3年に1回以上)

- ◎ ; 負担金内での年4回の検査
- △ ; 3年に1回の検査 (要手数料)
- ; 年1回の検査 (要手数料)
- ; 年4回の検査 (要手数料)

備考	ZQ 6月 Q 9月, 12月, 3月
----	---------------------

令和4年度検査計画表
(浄水基準項目)

市町村名:大和郡山市	水道区分:上水道	施設名:東村 給水栓
------------	----------	------------

基準項目	省略	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
1 一般細菌	不可	◎	◎	◎	◎
2 大腸菌	不可	◎	◎	◎	◎
3 カドミウム及びその化合物		○			
4 水銀及びその化合物		○			
5 セレン及びその化合物		○			
6 鉛及びその化合物		○			
7 ヒ素及びその化合物		○			
8 六価クロム化合物		○			
9 亜硝酸態窒素		○			
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	◎	◎	◎	◎
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			
12 フッ素及びその化合物		○			
13 ホウ素及びその化合物		○			
14 四塩化炭素		○			
15 1,4-ジオキサン		○			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○			
17 ジクロロメタン		○			
18 テトラクロロエチレン		○			
19 トリクロロエチレン		○			
20 ベンゼン		○			
21 塩素酸	不可	◎	◎	◎	◎
22 クロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
23 クロロホルム	不可	◎	◎	◎	◎
24 ジクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
25 ジブロモクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
26 臭素酸	不可	◎	◎	◎	◎
27 総トリハロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
28 トリクロロ酢酸	不可	◎	◎	◎	◎
29 ブロモジクロロメタン	不可	◎	◎	◎	◎
30 ブロモホルム	不可	◎	◎	◎	◎
31 ホルムアルデヒド	不可	◎	◎	◎	◎
32 亜鉛及びその化合物		○			
33 アルミニウム及びその化合物		○			
34 鉄及びその化合物		●	●	●	●
35 銅及びその化合物		○			
36 ナトリウム及びその化合物		○			
37 マンガン及びその化合物		○			
38 塩化物イオン	不可	◎	◎	◎	◎
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○			
40 蒸発残留物		○			
41 陰イオン界面活性剤		○			
42 ジェオスミン		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
43 2-メチルイソボルネオール		◎6~9月 4回検査(1回/月)			
44 非イオン界面活性剤		○			
45 フェノール類		○			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	◎	◎	◎	◎
47 pH値	不可	◎	◎	◎	◎
48 味	不可	◎	◎	◎	◎
49 臭気	不可	◎	◎	◎	◎
50 色度	不可	◎	◎	◎	◎
51 濁度	不可	◎	◎	◎	◎

定期全項目検査年度	
令和2年度	○
令和3年度	○
令和4年度	○

実施(予定)年度に○印を記入してください。
(3年に1回以上)

- ◎ ; 負担金内での年 4 回の検査
- △ ; 3年に1回の検査 (要手数料)
- ; 年1回の検査 (要手数料)
- ; 年4回の検査 (要手数料)

備考	ZQ 6月 Q 9月, 12月, 3月
----	---------------------

6. 水質検査結果の評価・対応

<基本方針>

- 全ての項目について、基準を超えている場合、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じる。
- 水質検査の結果に異常が認められた場合、確認のため直ちに再検査を行う。そのため採水試料を保存しておく。場合によっては再度採水を行う。

<評価方法>

- 健康に関する項目 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀については、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えている場合は水質異常時として扱う。
その他の項目については、長期的な影響を考慮しているため、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い低減化対策を実施し基準を満たすようにする。水質基準超過が継続すると見込まれる場合は水質異常時として扱う。
- 性状に関する項目 検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い低減化対策を実施し基準を満たすようにする。水質基準超過が継続すると見込まれる場合は水質異常時として扱う。
- その他の項目 原水等検査において、大腸菌及び嫌気性芽胞菌について検出された場合は、水質異常時として扱う。

<対応方針>

- 健康に関する項目 水質異常時において取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつその旨を関係者に周知させる措置を講じる。
- 性状に関する項目 直ちに原因究明を行い、必要に応じ低減化対策を講じ、基準を満たす水質を確保する。
但し、色度、濁度、銅等については健康に関する項目と同様に扱う。
- その他の項目 浄水での検査を実施するとともに直ちに必要に応じ低減化対策を講じ、安全な水質を確保する。

7. 水質検査計画の見直し

水質検査計画と実際の水質検査等とに不都合が生じた場合は、その部分の一部見直しを行うものとする。

また、法律の改正等による重要な変更、内容の大部分に対する変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行うものとする。

8. 臨時検査

次に掲げる要件に該当する場合は臨時の検査を行うものとする。

(水道法 21 条の臨時の水質検査)

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系伝染病が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の場合の検査項目及び採水地点

- ・原則 51 項目が対象であるが、検査を行う必要がないことが明らかな項目については検査を省略することができる。
- ・定期検査の場合に準じるが、水質の異常の内容とその範囲を正確に把握できる地点を選定する。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画等は以下の方法で公表しています。

- ・ホームページ : 令和 4 年度にて大和郡山市ホームページ掲載
- ・図書の閲覧 : 大和郡山市上下水道部 掲示板(業務課庶務係)
(担当 工務課浄水場水質係(昭和浄水場内) 0743-56-0591)
- ・広報紙 : 上下水道部発行「ふれっしゅ郡水」に水質検査計画及び水質検査結果を掲載する。
また、年 4 回全項目検査結果、毎月検査結果については、上下水道部掲示板に掲載

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査方法については、水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに基づき評価を行い、妥当性を確認した。

内部精度管理については、水質基準項目の内、部内で測定可能な項目については、内部精度管理は、年 1 回実施する予定である。

水質分析委託している奈良広域水質検査センター組合からは、年 2 回「奈良広域水質検査センター内精度管理要約」を徴集しており、精度に異常がないことを確認している。

関係部局	電話番号	休日・夜間連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課水道水質管理室	03-3595-2368	03-3503-7963 (FAX)
奈良県地域振興部 エネルギー・土地水資源調整課 エネルギー・水資源調整係	0742-27-8489	0742-27-6395 (FAX)
奈良県水道局業務課事業管理係	0742-20-4624	0742-22-2420 (FAX)
奈良県水道局広域水道センター	0743-54-5985	同左 当直対応
広域水道センター御所浄水場	0745-67-1081	同左 当直対応
広域水道センター桜井浄水場	0744-47-8285	同左 当直対応
景観・環境総合センター	0744-43-3414	0744-43-3416 (FAX)
大阪市水道局経営改革課(広域連携)	06-6616-5507	水質試験所 06-6815-2365
奈良県郡山保健所	0743-51-0193	
奈良広域水質検査センター組合	0745-67-2021	
郡山警察署	0743-56-0110	同左 当直対応
郡山消防署	0743-59-1191	同左 当直対応
大和郡山市役所 環境政策課	0743-53-1615	
奈良市企業局 水質管理室	0742-22-7087	
生駒市上下水道部 山崎浄水場	0743-74-2216	同左 当直対応
天理市上下水道局 豊井浄水場	0743-62-0496	同左 当直対応
大和郡山市上下水道部 業務課	53-3661(代)	同左 当直対応
大和郡山市北郡山浄水場	54-6580	58-6750 (ウォーターエージェンシー)

12. 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目とは、水道法上に規定されていないが一般環境中で検出されている項目であり、また使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性があり、水道水質管理上留意すべきものとして関係者の注意を喚起するため水質検査の実施及び知見を集積していく項目である。

厚生労働省にて設定された項目及び目標値は、別紙(p. 23, 24)のとおりである。

《 検査計画 》

北郡山浄水場及び昭和浄水場において、原水及び浄水の検査を基本的に年1回(6月採水予定)測定する。

農薬類については、別途計画する。

[測定項目] 次のとおり 奈良広域水質検査センター組合に委託

(北郡山浄水場・昭和浄水場の着水井及び浄水) 着水井は20項目、浄水は25項目

アンチモン・ウラン・ニッケル・1,2-ジクロロエタン・トルエン・フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)・【亜塩素酸】

【二酸化塩素】・【ジクロロアセトニトリル】・【抱水クロラール】・【遊離残留塩素】・硬度(Ca, Mg等)・マンガン・遊離炭酸・1,1,1-トリクロロエタン・メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)・有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)・臭気強度(TON)・蒸発残留物・濁度・pH・腐食性(ランゲリア指数)

従属栄養細菌・1,1-ジクロロエチレン・アルミニウム 【 】書きは浄水のみ

[省略理由]

・原水について、消毒副生成物等(【 】書き5項目)は省略する。

《ペフルオロオクタン酸(PFOA)及びペフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)》

「大和郡山市・大阪市技術協力に関する連携協定」も基づき、大阪市水道局水質試験所に分析依頼を行っている。

令和4年度においては、令和3年度同様に原水と浄水との経過状況を把握するため北郡山浄水場・昭和浄水場の着水井及び浄水に関して分析依頼する予定である。

《農薬類》対象農薬リスト(No.1~114)

北郡山浄水場着水井・昭和浄水場着水井の2カ所において、年1回(6月採水予定)測定する。

[測定項目]

(北郡山浄水場着水井・昭和浄水場着水井) 奈良広域水質検査センター組合に委託

令和2年度から令和4年度までの3年間にわたり総数114項目の検査実施する計画であり、令和4年度は対象農薬リストの77~114番目項目を実施予定である。

過去に遡り実施した農薬類の総計の和は両浄水場とも「0」であった。

尚、114項目の内9項目は分析機関において分析不可。

○水質管理目標設定項目(27項目)

令和2年4月1日施行

	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
8	トルエン	0.4mg/L 以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)
15	農薬類(114項目)	総計の和として 1 以下
16	残留塩素	1mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下
19	遊離炭酸	20mg/L 以下
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下
21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L 以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下
23	臭気強度(TON)	3 以下
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下
25	濁度	1度 以下
26	pH値	7.5 程度
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし 極力0に近づける
28	従属栄養細菌	2000個/mL 以下 (暫定)
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOS及びPFOAの量の和 として0.00005mg/L以下(暫定)

農薬類の対象農薬リスト

NO. 1

No	項目	目標値 (mg/l)	No	項目	目標値 (mg/l)		
1	殺虫剤	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	31	殺菌剤	キャブタン	0.3
2	除草剤	2,2-DPA(ダラホソ)	0.08	32	除草剤	クミルロン	0.03
3	除草剤	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.02	33	除草剤	ダリホサート	2
4	殺虫剤	EPN (エチル-p-ノトロフェニルホスホチオネート)	0.004	34	除草剤	デルホシネート	0.02
5	除草剤	MCPA	0.005	35	除草剤	クロメプロップ	0.02
6	除草剤	アシュラム	0.9	36	除草剤	クロロピリホス	0.0001
7	殺虫・殺菌	アセフェート	0.006	37	殺虫剤	クロロピリホス	0.003
8	除草剤	アトラジン	0.01	38	殺虫・殺菌	クロロタロニル(TPN)	0.05
9	除草剤	アニロホス	0.003	39	除草剤	シアナジン	0.001
10	殺虫剤	アミトラズ	0.006	40	殺虫剤	シアノホス(CYAP)	0.003
11	除草剤	アトラロール	0.03	41	除草剤	ジウロン(DCMU)	0.02
12	殺虫剤	イソキサチオン	0.005	42	除草剤	ジクロベニル(DBN)	0.03
13	殺虫剤	イソフェンホス	0.001	43	殺虫剤	ジクロロボス(DDVP)	0.008
14	殺虫剤	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	44	除草剤	ジタワット	0.01
15	殺虫・殺菌	イソプロチオラン(IPT)	0.3	45	殺虫剤	ジスホトン(エチチオトン)	0.004
16	殺菌剤	イプロベンホス(IBP)	0.09	46	殺虫・殺菌	ジチオカルバメート系農薬	0.005
17	殺虫・殺菌	イミノタタジン	0.006	47	除草剤	ジチオピル	0.009
18	除草剤	インダノファン	0.009	48	除草剤	シハロホップブチル	0.006
19	除草剤	エスプロカルブ	0.03		除草剤	シマジン(GAT)	0.003
20	殺虫・殺菌	エトフェンプロックス	0.08	50	除草剤	ジメタメトリン	0.02
21	殺虫剤	エンドスルファン (エンドスルフェート、ベンゾエピソ)	0.01	51	殺虫剤	ジメトエート	0.05
22	除草剤	オキサジクロメホン	0.02	52	除草剤	シメトリン	0.03
23	殺虫・殺菌	オキシシン銅(有機銅)	0.03	53	殺虫・殺菌	ダイアジノン	0.003
24	殺虫・殺菌	オリサストロビン	0.1	54	虫・菌・除草	ダイムロン	0.8
25	殺虫剤	カズサホス	0.0006	55	殺菌剤	ダゾメット	0.01
26	殺虫・除草	カフェンストロール	0.008	56	殺虫・殺菌	チアジニル	0.1
27	虫・菌・除草	カルタップ	0.08		殺虫・殺菌	チウラム	0.02
28	殺虫剤	カルバリル(NAC)	0.02	58	殺虫剤	チオジカルブ	0.08
29	殺虫剤	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	59	殺虫・殺菌	チオファネートメチル	0.3
30	除草剤	キノクラミン(CAN)	0.005	60	除草剤	チオベンカルブ	0.02

農薬類の対象農薬リスト

NO. 2

No	項目	目標値 (mg/l)	No	項目	目標値 (mg/l)		
61	除草剤	テフリルトリオン	0.002	91	殺菌剤	プロピコナゾール	0.05
62	除草剤	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	92	除草剤	プロピザミド	0.05
63	除草剤	トリクロピル	0.006	93	殺虫・殺菌	プロベナゾール	0.03
64	殺虫剤	トリクロロホン(DEP)	0.005	94	殺虫・除草	プロモブチド	0.1
65	殺虫・殺菌	トリシクラゾール	0.1	95	殺菌剤	ベノミル	0.02
66	除草剤	トリフルラリン	0.06	96	殺虫・殺菌	ペンシクロン	0.1
67	除草剤	ナプロバミド	0.03	97	除草剤	ベンゾビシクロン	0.09
68	除草剤	パラコート	0.005	98	除草剤	ベンゾフェナップ	0.005
69	除草剤	ピペロホス	0.0009	99	除草剤	ベントゾン	0.2
70	除草剤	ピラクロニル	0.01	100	除草剤	ペンディメタリン	0.3
71	除草剤	ピラゾキシフェン	0.004	101	殺虫剤	ペンフラカルブ	0.04
72	除草剤	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	102	除草剤	ベンフルリン(ベンズロジン)	0.01
73	殺虫剤	ピリダフェンチオン	0.002	103	殺虫・殺菌	ベンフレセート	0.07
74	除草剤	ピリブチカルブ	0.02	104	除草剤	ホスチアゼート	0.003
75	殺虫・殺菌	ピロキロン	0.05	105	殺虫剤	マラソン(マラチオン)	0.7
76	殺虫・殺菌	フィプロニル	0.0005	106	除草剤	メコプロップ(MCPP)	0.05
77	殺虫・殺菌	フェニトロチオン(MEP)	0.01	107	殺虫剤	メソミル	0.03
78	殺虫・殺菌	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	108	殺菌剤	メタラキシル	0.2
79	殺虫・殺菌	フェリムゾン	0.05	109	殺虫剤	メチダチオン(DMTP)	0.004
80	殺虫剤	フェンチオン(MPP)	0.006	110	殺虫・殺菌	メトミノストロビン	0.04
81	殺虫・殺菌	フェントエート(PAP)	0.007	111	除草剤	メトリブジン	0.03
82	除草剤	フェントラザミド	0.01	112	除草剤	メフェナセット	0.02
83	殺虫・殺菌	フサライド	0.1	113	殺菌剤	メプロニル	0.1
84	除草剤	ブタクロール	0.03	114	除草剤	モリネート	0.005
85	除草剤	ブタミホス	0.02	115			
86	殺虫・殺菌	ブプロフェジン	0.02	116			
87	殺菌剤	フルアジナム	0.03	117			
88	除草剤	プレチラクロール	0.05	118			
89	殺菌剤	プロシミドン	0.09	119			
90	殺虫剤	プロチオホス	0.007	120			

検査センター 分析不可

1 3 . 使用機器

(主な分析機器及び分析項目)

分析項目

○TOC (全有機体炭素測定器) (平成17年度購入)

○イオンクロマトグラフ

- ・陰イオン (平成18年度購入) フッ素、塩化物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素等
- ・陽イオン (平成29年度購入) ナトリウム、カルシウム、マグネシウム、アンモニア態窒素等

○pHメーター (令和2年度購入) pH

○電導度メーター (平成12年度購入) 電気伝導度

○濁度色度計 (平成29年度購入) 濁度・色度

○残留塩素計 (平成26年度購入) 遊離残留塩素

(主な使用機器)

○インキュベータ (孵卵器) (平成10年度購入) 一般細菌、大腸菌

○小型超純水器 (平成30年度購入)

○全自動蒸留水製造装置 (平成28年度購入)

○定温乾燥器 (平成7年度購入)

○高圧蒸気滅菌器 (平成28年度購入)

○電子天秤台 (平成9年度購入)

○ウォーターバス (平成16年度購入) 蒸発残留物、ランゲリア指数等

1 4 . 水質担当職員 (工務課浄水係)

工務課長 森川幸嗣

課長補佐兼浄水係長 仲井雅典

係員 上田勝彦

係員 竹井拓也

再任用職員 池島正浩 (再任用3年目)

会計年度職員 田中聡 (水質分析担当)